

第8期介護保険事業計画に記載した「取組と目標」に対する自己評価シート(令和5年度実績)

※「介護保険事業（支援）計画の進捗管理の手引き（平成30年7月30日厚生労働省老健局介護保険計画課）」の自己評価シートをもとに作成

第8期介護保険事業計画に記載の内容					令和5年度（年度末実績）			
区分	現状と課題	第8期における具体的な取組	目標 （事業内容、指標等）	第8期計画 掲載ページ	実施内容	自己評価	評価理由	課題と対応策
						【自己評価基準】 (a)順調である (b)概ね順調である とみなせる (c)順調であるとみ なせない 【本市事業進行管 理表の基準に準ず る】		
①自立支援・介護 予防・重度化防止	平成24年と令和2年を比べると、総人口が1.3%減で推移する中、前期高齢者人口は減少、後期高齢者人口は増加となっており、高齢者人口の増加率、中でも後期高齢者人口の増加率が際立っている。	掃除、洗濯等の自立支援に資する生活支援を提供するため、訪問型サービスBを実施。	訪問型サービスBを3箇所実施	68	R4年度に1箇所廃止したため、2箇所実施となった。	(b)	目標の3分の2の達成状況。1箇所廃止後、次の事業者の目途はついていない。 また、人員不足による供給量不足が発生している。	生活支援コーディネーター第1層（社協）と協議し、打開策を検討する。
①自立支援・介護 予防・重度化防止		機能訓練による身体向上に資する短期集中的な介護予防事業（通所サービスC）を実施。	通所型サービスCの延開催数を190回。	68	開催回数58回 参加者数134人	(b)	利用者が増えなかったため、R4年度1月～3月の計画回数を半減し、R5年度は半減させてま維持した。	市内2か所で週1回ずつの会場配置であったことから、週1回参加のため効果が上がりづらい。週2回参加しやすい場所に会場を確保する。
①自立支援・介護 予防・重度化防止		自立した生活の維持、介護予防に対する意識啓発や自立支援の充実を図るため要支援・要介護状態になる恐れのある虚弱な高齢者等に対して、運動教室等の各種予防事業を実施。	・シニアヘルスアップ教室（ベーシックコース）（延38回） ・シニアヘルスアップ教室（アクティブコース）（延38回） ・脳活、筋活講座（延48回）	63及び64	シニアヘルスアップ（ベーシック教室：30回実施、延べ384名参加、アクティブ教室：11回実施、延べ140名参加、水中運動：12回実施、延べ156名参加） ・脳活、筋活講座（44回実施、延べ481名参加）	(b)	目標回数124回 実施回数 97回（達成率78.2%） R4より新型コロナウイルスの影響により中止していた水中運動を再開したが、小学校の水泳の授業がプールで行われ、回数を調整し目標未達となっている。	水中運動は昨年度同様の理由により回数が4回×3コース程度となる見込みとなる。また、その他の講座の会場確保を現状を越える住民活動を圧迫する可能性が生じる為、現状維持を見込むことから、達成率は80%前後を推移する見通し。
①自立支援・介護 予防・重度化防止		介護予防に資する自主的な活動としてのサロン活動等に対しての運営費用の助成。	サロン数25か所	63及び64	サロン数13か所	(b)	新型コロナウイルスの影響により、開催の自粛要請を継続しているサロンは、ほぼなくなったが、再開後に補助金を申請せずに自主活動として継続しているサロンが増加しているため、補助金の申請対象となるサロン数としての目標を下回っている。	今後は重層的支援体制整備事業として、高齢者のみならず様々な人、世代が集まる場所として役割を拡大できるよう若い世代の参加を促進するサロンを設置しているが、参加者が増えないことが多いため、生活支援コーディネーターと協議する。
①自立支援・介護 予防・重度化防止		認知症について正しく理解し、認知症サポーターを養成する。地域住民だけではなく、職域にも認知症サポーターを増やし、認知症支援の充実を図る。	認知症サポーター養成数400人	76	認知症サポーター養成数176名	(b)	研修を実施したが申込数が、予想を下回った会があり、目標に届かなかったが、すでに受講済みの認知症サポーター向けにフォローアップ研修を新たに開催することができた。	認知症サポーター養成講座は、場所や開催日時の早めの周知がにより参加者数が変わるため、人が集まりやすい場所や時間帯を選び、早めに周知する。目標数が高すぎたため、目標数を見直す。
①自立支援・介護 予防・重度化防止		高齢者自身が主体となり、介護サービスを受けない高齢者づくりを推進するためのシニア健康教室をNPO法人ズシッブ連合会に委託して実施、自立健康者への支援と寝たきりゼロを目指す。	シニア健康体操参加者620人	69	参加者数575人	(a) 達成率92.7%	前年度比で微減ではあるが、概ね目標を達成した。（1回が中止となった。）。	引き続き、高齢者自身が主体となった日常生活の基本である筋力強化による運動奨励策に加えて、自立した高齢者への支援、寝たきりゼロを目指す取り組みにより、元気な高齢者を増やす取組みを実施する。
①自立支援・介護 予防・重度化防止		逗子市食育推進計画に基づき、ふだん調理を行わない65歳以上の男性に対して、食事を通して栄養面で健康で自立した生活を送れるように料理教室を実施。献立等を改良し、内容の充実した教室として開催。	教室参加数36人	69	教室参加者数36人	(a) 達成率100%	教室参加者数は目標を達成した。	参加者が自宅で調理に取り組めるようにすると共に、出来る限り交流出来るように試食時、実習中に話をする機会を作ると共に自主活動参加につながるよう努めたい。

第8期介護保険事業計画に記載の内容					令和5年度（年度末実績）			
区分	現状と課題	第8期における具体的な取組	目標 （事業内容、指標等）	第8期計画 掲載ページ	実施内容	自己評価	評価理由	課題と対応策
①自立支援・介護 予防・重度化防止		逗子市食育推進計画に基づき、食生活改善推進員（ヘルスメイト）として活動を希望する者に対して、養成講座を実施。	講座参加数18人	70	参加者数18人	(a) 達成率100%	18名募集し、募集人数以上の申し込みがあった。目標を達成することが出来た。	募集方法を広報誌だけでなく、より多くの市民の目に留まるようにLINEでの通知を行った。申し込み方法もe-kanagawaを活用し、申し込みやすくした。
①自立支援・介護 予防・重度化防止		高齢者の孤独感の解消や介護予防につなげるため、近隣の公衆浴場の利用助成券を交付し、ふれあいの場づくり、異世代間の交流を図る。	公衆浴場 利用件数11,000件	71	延利用件数 14,500件	(a)	利用延べ件数が令和4年度比では増加しており、目標11,000件に対して約1.3倍の件数を達成した。	令和5年度は、目標を達成できたため、今後も推移を見守っていく。
①自立支援・介護 予防・重度化防止		高齢者の健康増進、教養の向上及びレクリエーションの機会の提供、健康相談などを行う施設として、適切な維持管理及び効率的な運営。	高齢者センター 利用者数23,000人	72	延利用者数 20,925人	(a) 達成率91.0%	単位老人クラブの会員数が減少の中、前年度比、約16%（年間2,876人）利用者数が増加し、目標の約9割に到達したことは評価できる。	高齢者センター利用者数に影響のある、「単位老人クラブ」の会員数が、新型コロナウイルスの影響もあり、毎年減少の一途をたどっている。そのため、「単位老人クラブ」の実施主体である、NPO法人ズシッ浦連合会と協働して、会員数を増やす方策を検討する必要がある。
①自立支援・介護 予防・重度化防止		高齢者センターへの安全な送迎及び高齢者の社会参加活動、生活圏の拡大、生活の質の向上を積極的に支援するため、高齢者センター開館日に送迎バスを市役所、逗子アリーナ、高齢者センターを結び運行する。	福祉バス 利用者数29,000人	72	延利用者数 25,493人	(b) 達成率88.0%	単位老人クラブの会員数が減少の中、前年度比、約14%（年間3,138人）利用者数が増加し、目標の約9割に到達したことは評価できる。	福祉バス利用者を目標達成するためには、高齢者センター利用者数を増やすことが不可欠である。そのため、高齢者センター利用者数に影響のある、「単位老人クラブ」の会員数が、新型コロナウイルスの影響もあり、毎年減少していることを増加する必要がある。よって、「単位老人クラブ」の実施主体である、NPO法人ズシッ浦連合会と協働して、会員数を増やす方策を検討する必要がある。
①自立支援・介護 予防・重度化防止		高齢者の保健事業と介護予防に関わるデータの分析をもとに、高齢者に対する個別的支援及び通いの場等への関与など、一体的な実施を図る。	通いの場 3圏域で開催	70	3圏域で開催	(a)	地域包括支援センターや社会福祉協議会と連携し市内3圏域全てで通いの場を開催した。	後期高齢者のフレイル予防に資するようR6年度から、個別的支援をハイリスク者に対して実施するが本人の希望が無ければ支援に繋がらないため、どのように動機づけが可能か個別に対応する必要がある。
②給付適正化	介護給付費の増大を抑制し、介護保険制度を持続可能なものとするため、第4期給付適正化計画における取り組み状況を検証し、第5期給付適正化計画における具体的な事業の内容及びその実施方法とその目標を設定し、保険者としてPDCAサイクルに基づき実施する。	要介護認定の適正化を図るため、主治意見書を含めた、認定調査票等審査会資料の全件チェック及び必要に応じた指導・確認を行う。	同左	111	主治医意見書・認定調査票等、審査会資料の元データ全件について、内容を確認し、疑義事項については照会のうえ、必要に応じて記載について指導を行った。	(a)	記載のとおり、全件チェックを行うことで、認定審査会では滞りなく適正に審査・認定することができた。	審査会資料については、全件を対象に内容確認を継続し、審査の正確性、平準化を図る。
②給付適正化		更新申請に係る認定調査については、過去3回連続して同じ事業者による委託調査を実施している場合、4回目の調査については市の認定調査員が調査を実施、調査基準の均衡を図る。	同左	111	更新申請時の認定調査で同じ居宅事業所による調査が連続し、且つ規定回数を超える場合は、市調査員が直接認定調査を行った。	(a)	記載のとおり、更新申請時の認定調査で同じ居宅事業所による調査が連続し、且つ規定回数を超える場合には、市調査員が直接認定調査を行うことにより、認定審査会において正確性を確保し平準化を維持した審査・認定を実施することができた。	更新申請時の認定調査で同じ居宅事業所による調査が連続し、且つ規定回数を超える場合は、引き続き市調査員が直接認定調査を行うことにより、認定審査会における審査の正確性を確保し、平準化を図ることとする。
②給付適正化		審査会委員及び事務局職員のスキル向上のための研修参加	同左	111	県主催の新任及び現任対象研修は、参加条件により市直営の認定調査員は不参加となったが、対象を調査委託先の認定調査員に絞り参加することができた。	(a)	オンライン研修各回に参加することにより、知識を深め、判断の正確性を高めることができた。	今後もスキル向上の機会を得るため、研修対象者が積極的に研修等へ参加できるような職場環境を心掛ける。
②給付適正化		市の認定調査員に対する年1回以上、勉強会（集合研修）の実施。	同左	111	2回／年の勉強会を開催、問題点を共有し、ケーススタディを行った。	(a)	問題点とその解決方法を調査員同士で共有し、調査結果の正確性の確保と調査員間の平準化レベルの向上を図った。	調査員に対する定期的な研修の実施が、調査の質の向上及び平準化に効果的と思われることから、今後も継続的に勉強会を実施する。
②給付適正化		研修体系を構築し、要支援者に対する適切なアセスメントの実施について、自己点検による検証を実施。また、効果的なケアマネジメントの実施状況を確認する点検表を作成・公表し、課題と取り組みについて周知する。	・相談力向上及びアセスメント研修等の体系的な実施 ・年2回ケアマネジメント点検の実施	112及び113	葉山町と合同で、市町のケアマネジャーを対象とした研修を実施。	(b)	新型コロナウイルス感染症拡大防止を鑑み、オンラインによる研修を1回実施した。	未だ未受講者がいることから、研修の参加を促し、全市的に給付の適正化を図る。また、介護事業所の負担軽減のためオンラインによる研修を検討する。

第8期介護保険事業計画に記載の内容					令和5年度（年度末実績）			
区分	現状と課題	第8期における具体的な取組	目標 （事業内容、指標等）	第8期計画 掲載ページ	実施内容	自己評価	評価理由	課題と対応策
②給付適正化		市内居宅介護支援事業所の実地指導時において、ケアプランチェックの実施。	ケアプランチェックの実施	112及び113	ケアプランチェック及びケアマネジャーに対する指導助言を実施した。	(a)	効果的な支援を5事業所の介護支援専門員に実施した。	介護支援専門員が作成した居宅介護サービス計画の点検及び支援を行うことで、サービス提供の改善を図る。
②給付適正化		改修工事を予定している申請者宅の実態確認や見積書の点検、竣工時の訪問調査により、申請者の状況にそぐわない不適切又は不要な住宅改修を防止するため、住宅改修時に提出された書類等の審査を行うとともに、訪問調査を実施、改修内容の評価を行う。	訪問調査5件	114	訪問調査6件実施した。	(a)	新型コロナウイルス感染症感染防止のため、屋外工事を主に、扉、手すりの訪問調査を実施した。	訪問調査の実施が困難な場合の手法を検討して調査機会の確保に努める。
②給付適正化		福祉用具利用者に対して訪問調査等を行い、福祉用具の必要性や利用状況を確認し、不適切又は不要な福祉用具の購入・貸与を防止するため、福祉用具購入時に提出された書類等の審査を行うとともに、訪問調査を実施、必要性及び適正価格の評価を行う。	訪問調査5件	114	調査未実施	(c)	住宅改修の訪問調査と隔年実施。令和5年度は未実施。	訪問調査の実施が困難な場合の手法を検討して調査機会の確保に努める。
②給付適正化		受給者毎複数月に跨る介護報酬の支払い状況を確認し、請求内容の誤り等を早期に発見し適切な処理を行うため、神奈川県国民健康保険団体連合会へ縦覧点検を委託し、請求の疑義がある場合、必要に応じて照会する。	同左	115	委託は継続。請求の確認まではできていない。	(c)	確認手段が未整理だったため、準備された資料が活用できなかった。	効率的・効果的な内容確認の手法について検討する。
②給付適正化		神奈川県国民健康保険団体連合会へ医療情報との突合を委託し、医療担当部署との連携を図りながら、受給者の医療給付及び介護給付を突合、整合性を検証し、重複請求を防ぐ。	同左	115	委託は継続。請求の確認まではできていない。	(c)	確認手段が未整理だったため、準備された資料が活用できなかった。	効率的・効果的な内容確認の手法について検討する。
②給付適正化		神奈川県国民健康保険団体連合会が作成した介護給付費通知書を利用者に送付、通知することにより、サービスの受給について再度確認するとともに、不適正な請求が行われていないか確認する。	半年に1回、3か月分の介護給付費通知書を、利用者全員に送付する。	116	年2回、介護給付費通知書を発送した。	(a)	予定どおり介護給付費通知書の送付を行った。	介護給付費通知書による費用対効果の検証が難しいことから、ケアプラン点検や運営指導等を強化し、引き続きサービス受給者に対する給付適正化の啓発を図る。
②給付適正化		定期的に神奈川県国民健康保険団体連合会から提供される給付実績を活用し、不適切な給付について調査、適正なサービス提供と介護費用の効率化、事業者の指導育成を図る。	同左	117	ケアプラン分析システムを使用し、事業所のケアプラン傾向等の把握は行ったが、指導までは未実施。	(b)	ケアプラン傾向等の把握は行ったが、システムを十分に活用したうえでの指導を実施することは難しかった。	運営指導の事前調査として実施する、また集団指導講習時に参考事例として活用するなどして、事業者の指導育成につなげていく。